第4回 基金制度問題にかかるワークショップ (現行制度と政策提案 2024 その1)

令和7年2月21日(金) 全 日 基

(次回予定)

第 5 回 基金制度問題にかかるワークショップ (現行制度と政策提案 2024 その 2)

令和7年3月7日(金) 13:30~15:30

第4回 基金制度問題にかかるワークショップ (現行制度と政策提案 2024 その1)

1. 政策提案 2024 について

全日基は、基金制度の3本柱(1.通常補てんと異常補てんの一本化、2.生産者に分かりやすい補てんの仕組み、3.三基金団体の統合)について今後の展開方向を提案しています。

○ 見直しのポイント (7つの課題と展開方向)

課題 1. 通常補てんと異常補てんの一本化 (スリム化)

- ・ 二階建てから平屋の間仕切り方式へ。
- ・ 補てん金の負担割合を民間 6割、国庫 4割とする。
- ・ 異常基金を廃止するとともに安定機構に新たな国庫基金を創設する。

課題 2. 補てん額の上限・下限の設定

短期間での高額な補てん発動により、補てん財源が枯渇するのを避けるため、補てん水準に一定の上限を設ける。 また、補てん業務の円滑化のため、少額補てんの下限額を見直す。

- 補てんの上限を、原則、基準輸入原料価格の2割とする。
- |・ 補てんの下限を、現状の 250 円イトンから 500 円イトンに引き上げる。

課題 3. 急激な価格上昇に対応した補てん上限の特例

- ・ 特例として補てん上限を基準輸入原料価格の3割に引き上げる。
- 発動要件(価格水準、対象期間等)は別途設定する。
- ・ 特例による補てん財源は国庫基金から拠出する。

課題 4. 分割補てんの導入による柔軟な財源運用

- ・ 分割補てんにより限られた補てん財源の柔軟かつ効果的な利用を目指す。
- ・ 補てん期間の延伸により、生産者支援の充実を図る。

課題 5. 「基本」と「特別」の二本立てによる積立方式の導入

・ 加入者及び飼料メーカーの積立金については、ともに年度当初設定の「基本積立金」と期中改定可能な「特別積立金」の二本立て方式とする。

課題 6. 補てん発動の早期判明にかかる仕組みの導入

・ データの前倒し利用により補てん判明及び補てん金交付の時期を早める。 (公表43 カ月、補てん交付42 ヵ月)

課題 7. 三基金の統合と安定機構への編入

・ 三基金、親団体、国、安定機構の関係者による「協議会」の立ち上げ。

○ 期待される効果

効果 1. 通常補てんと異常補てんの一本化による補てん機能の スリム化と負担の公平化

- ① 補てん金にかかる過重な民間負担の軽減 (現状)民間8:国2 ⇒ (当面)民間6:国4
- ② 民間の積立単価(必要額ベース)の引き下げ (現状の7割水準)

効果2. 補てん額の上・下限の設定による補てん財源の安定化 と業務の効率化

合理的な補てん水準を確保することにより、補てん額総額ベースで現状の約8割、補てん単価ベースで現状の約9割を見込む。

(注:試算値は効果3.の特例を含まないケースを想定)

効果3.急激な価格高騰に対応したセフティ機能の付与

国の財源による追加補てんにより、急激な価格高騰に伴う経営不安を回避し、加入者の規模縮小や離農を抑制する。

効果4. 分割補てんの機動的な実施による補てん財源の安定化

- ① 補てん財源の効率的な運用、借入額の軽減または抑止が期待される。
- ② 補てん期間の延伸(2~3四半期)により生産者への支援が継続される。

効果 5. 借入金による補てん金支払いの抑止

補てん上限の設定、分割補てんの実施、払い切りの実施を効果的に組合せることで、これまでのような借入金に依存した補てんを抑止できる。

効果 6. 補てん発動額の早期判明による的確な経営計画の策定 飼料の価格改定に伴う収支、資金運用等の経営見通しを立てやすくする。

効果7. 三基金の統合による制度コストの低減等

安定機構への編入により重複コストの削減が可能となるほか、分かりや すい制度運営、加入者モビリティの充実、個別規制の抑制が可能となる。

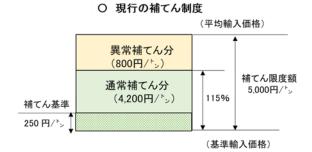
2. 通常補てんと異常補てんの一本化について

(1) 見直しのねらい

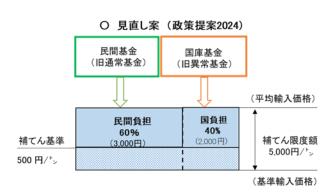
現在の二階建て方式による補てんの仕組みに対して、通常補てんと異常補てんの両者を融合し、補てん発動となった場合には、常時、両基金(通常基金及び国からの補助金による新たな国庫基金)から協調して補てん金を交付する一本化の仕組み(「新通常補てん」)を構築します。

国費による補てんを強化することによって、民間の補てん負担を軽減するとともに、国及び生産者、飼料メーカー等による負担の均等化を進め、持続性が担保された制度運営を目指します。

(図1)



- 通常補てんと異常補てんの2階建て制度
- 通常基金の足切り基準は250円/トン
- 基準輸入価格の115%を上回る分を異常基金から補てん
- 上記の例は、基準輸入原料価格:28,000円/トン 平均輸入原料価格:33,000円/トンの場合の補てん額試算



- 通常補てんと異常補てんは一本化 (1階建、間仕切り)
- 通常基金の足切り基準を引き上げ(例えば、500円/トン)
- 補てんに際し、民間基金から6割、国庫基金から4割支出 民間基金からは3,000円の補てんとなり見直しにより1,200円の負担軽減 メーカーの異常補てんの負担を加味すれば民間負担は1,600円の負担軽減に なります。

(2) 一本化の仕組み

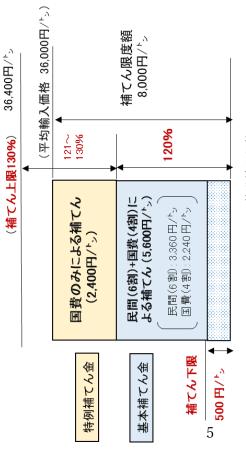
民間基金(旧通常基金)と国庫基金(旧異常基金を見直し)による補てんの仕組みは、現在の 二階建て方式から一階建ての「間仕切り」方式へと一本化し、補てん金は、原則、民間基金から 6割、新たな国庫基金から4割支出される仕組みとします。

すなわち、補てん発動となった場合には、民間基金と国庫基金からそれぞれの補てん額を協調して支出し、民間基金の補てんルートを通じて生産者に補てん金を交付する仕組みとします。 また、急激な価格高騰に対応した特例措置を導入します。(図 2)

- ① 通常補てんと異常補てんを一本化し、補てん金の負担割合を民間 6 割、国費 4 割と します。
- ② 補てん財源が枯渇するのを避けるため、補てん水準に一定の上限(基準価格の2割まで)を設けます。(「特例」が無い状態が続けば現状対比で約8割の補てん)
- ③ 急激な価格上昇に対応した補てん上限の特例(基準価格の3割まで)を設け、国庫 基金から補てんします。(現状対比で約9割の補てん) 「特例」が適用された場合の負担割合は最終的に民間5割、国費5割と見込まれます。

〇 政策提案2024による見直し案 (一本化、補てん上下限設定・国費負担率の変更)

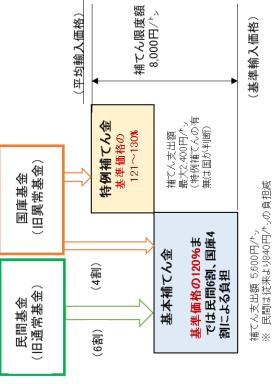
〇 補てん水準と補てん額について



基準輸入価格 28,000円/シ)

- 通常補てんと異常補てんの<u>一本化による補てん制度</u>に見直し
- 通常基金の足切り基準は250円/トッから500円/トッ
- 「**基本補てん」**の限度を基準輸入価格の<u>120%</u>とし、民間(6割)と国(4割)で相 乗り補てんする。
- 「特例補てん金」が適用される場合は、その上限を基準輸入価格の130%までとする。
- 基準輸入価格の120%~最大130%の分(特例補てん)については国庫基金の (但し、特例補てん補てんの実施の有無、補てん額等については国が その都度定める。 **みに**よる補てん 0
- (例) 上記の例は、基準輸入原料価格:28,000円/トン、平均輸入原料価格:36,000円/トンと
- した場合の補てん額試算 ・ 補てん上限額 36,400円/トン(130%)に対し平均価格36,000円/トンは上限の範囲内 ・ 民間補てん類は3,360円/トン、国庫補てん額は2,240+2,400=4,640円/トン

民間・国庫の負担割合について 0



基本補てん金は**基準価格の120%までを限度**として交付、さらに**民間:国を6:** 4で相互負担。 0

基準輸入価格の121%~上限130%までの特例補てんは、国の判断により交付 その場合の負担割合は、全て特例補てんを実施した場合、民間:国=5:5と試 される。国が補てんを要しないと判断した場合は120%までの補てんとなる。 0

(特例が) 万度に 発揮された場合) 2-2 補てんな付類等の比較 (国庫/民間の比較)

. T = 7 = 7	7-7・11 この人に放けりがれ		(世代して) コライン・ロー・イン・ファイン	D#X)		いっしょう ノンダー・プロキー・ベルト・グロン	ことを
	現状(平	(平成17年 I ~R4年IV期)	年17期)	見	見直し (同期間)	(
区分	通常	異常等	合計(I)	民間	国庫	合計(2)	対比
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	2/I
補てん総額	5,331	1,227	6,558	3,070	3,053	6,123	93%
負担比率	81%	19%	100%	20%	20%	100%	

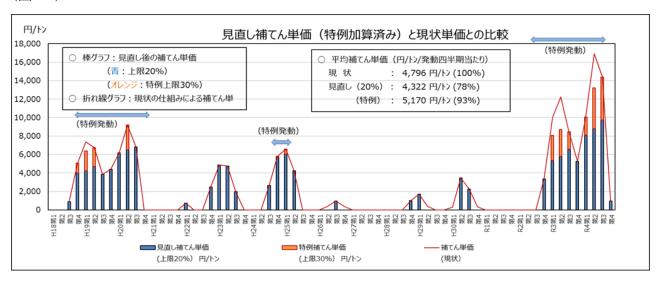
(注) 現状の「異常等」は国庫負担分のみ。「通常」の負担は異常のメーカー負担分も加算

(3) 一本化による効果

現行の二階建て方式(通常・異常補てん)と一本化した見直し案について、平成17年~令 和4年までの18年間の補てん総額(異常も含む)比較してみました。

図2は、各年度の四半期毎の補てん単価について、現行方式を赤の線折れ線グラフで、見直し 案を棒グラフ(青、橙)で示しています。俯瞰すれば、一部急激な価格高騰時を除けば、現状 の補てん受給額と一本化による補てん受給額では大きな差はありません。

(図 2)



- (1) 補てん上限を20%とした場合(図1の青の棒グラフ)の補てん総額は、図2に示すよう に、現行方式で6,558億円に対し、見直し案では5,117億円となり、見直し案では上限 (20%)・下限を設けた分だけ補てん総額が減少します。現状比で約8割(78%)と見込ま れます。ただし、この部分は民間6割、国費4割の負担となります。
- (2) 次に急激な価格上昇が発生した場合には、必要に応じて補てん上限を 30%まで引き上げま

仮に H18~H20 年度や R3~R4 年度のような事態が発生した場合には、国の負担により特例 加算(図1の青の棒グラフに橙色の棒グラフを加算)を行います。その補てん総額は現行方 式の 6,558 億円に対し見直し案では 6,123 億円となり、現状比で約 9 割(93%)と見込まれ ます。なお、20%~30%の間は全額国費負担で支出されます。 (表 1)

場合の平均補てん額

○ 備 (ん父付額寺の比較													
現状(平成17年 I ~R4年IV期 18年間)					見直し(同期間)								
		年平均							年平均		対比		
	補てん単価	通常	異常等	合計①	OV	LL	補てん単価	民間	国庫	合計②	2/1		
	円/トン	億円	億円	億円	四半期	四半期	円/トン	億円	億円	億円			
件数 37 14 8 14					13	5	32	14	14	14			
平均	4,796	293	307	468	41%	16%	4,322	219	146	366	78%		
								60%	40%	100%			
Lauren La													
					持例上限率3	0%のOV LI	円/トン	億円	億円	億円			
特例措置により20%を上回る補てん額の全てを国が負担した					4	5	5,170	219	218	437	93%		

100%

⁽注1) OV:上限20% (特例の場合は30%) を上回る四半期 LL:下限500円未満に該当する四半期

⁽注2) 現状の補てん発動回数: 37回 発動年:通常14年、異常8年 見直し補てん発動回数: 32回 発動年:通常14年、国費14年

3. 急激な価格高騰に対応したセフティ機能について

急激な価格上昇に対応するため、当該四半期における補てん額の上限率を引き上げる(基準輸入原料価格の3割まで)ことが出来る特例措置を設けます。

特例は、国(農林水産省)の指示に基づき、安定機構が民間基金に対し特例内容(補てん発動時期、特例補てん額等)を通知します。特例による追加の補てん分(基準輸入原料価格の2割を超え3割までの格差分)については、国庫基金から支出される仕組みとします。

なお、国が特例発動は必要ないと判断した場合は、追加補てんは行われません。

具体的には、<u>基準原料価格の20%を超える四半期において、国費のよる「特例補てん金」を基</u>準価格の30%までの範囲で加算します。

また、20%超える必要あるのか、或いは上限30%の範囲内で追加補てんの水準をどの程度にするのか(例えば25%)は農林水産省の判断によるものとします。

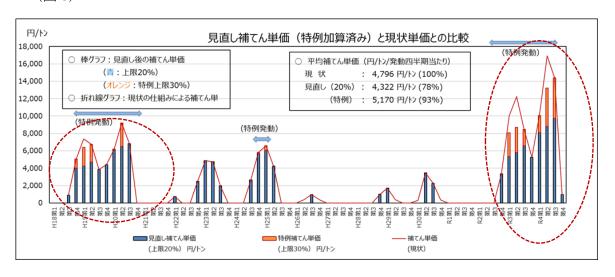
加算のイメージは、図2の棒グラフ(青色及びオレンジ色の棒グラフ)となります。

令和4年度の国費による特別補てん金や令和5年度の緊急補てん金の様な中途半端な形で通常 補てんの仕組みを利用するのではなく、新たな補てんの仕組みの中で、システマチックに国の貢 献度を増すような仕組みが期待されます。

また、急激な価格高騰時とはいえ、際限なく追加の補てんがなされるのではなく、国費による 補てんである以上、一定の上限を設定すべきでしょう。それが、上限30%です。

現在の仕組みと比較しますと、令和 2~4 年のような急激な価格高騰時には特例補てんを加算した場合でも現状補てん水準を下回りますが、それ以外については概ね現状の実績並みとなります。ちなみに特例水準を見直し案の 30%からさらに 40%まで引き上げた場合、見直しによる補てんは現状実績の 99%水準となります。

(図3)



4. 見直しによる積立単価の負担軽減について

新たな方式による民間基金(旧通常基金)の補てん額をこれまでの実績(平成17年~令和4年の18年間)と新方式による試算値を比較すると、<u>補てん総額が現状の通常の場合8</u>割から特例の場合の9割程度まで補てん金が確保されます。

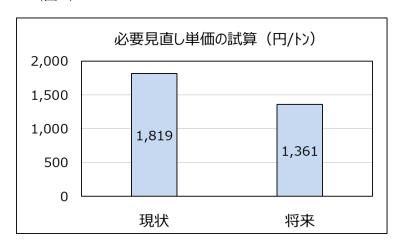
一方、民間の負担額についてみると、現状の8割から約6割まで軽減されます。

これは、国と民間との負担比率の変更に加え、現行方式では民間(飼料メーカーや系統団体等)が負担していた異常補てん積立の1/2相当額が削減されるためです。

さらに、<u>補てん上限の特例(</u>基準輸入原料価格の3割)が発動された場合の<u>民間の負担額</u>は5割まで軽減されます。

<u>このような仕組みの変更に伴い、積立金の負担</u>についても、民間基金からの補てん額の縮減を通じて負担軽減が期待されます。平成17~令和4までの間に要した補てん額をベースに、必要となる年間積立単価(補てん発生年ベース)を試算したところ、<u>現状制度での平均単価1,800円/トンに対し見直し後については1,350円/トンとなり、現状の約7~8割水準に軽減されると試算されます。</u>

(図4)



次回、第5回ワークショップ(現行制度と政策提案 2024 その 2) では、二階建ての 一本化による負担軽減についてさらに詳しく解説していきます。